

平成29年度第2回宮城県環境審議会

日 時：平成30年3月23日（金曜日）

午前10時から

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

1 開会

- 司会（鈴木補佐） 本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。ただいまから宮城県環境審議会を開会いたします。
- 本会は25名の委員により構成されておりますが、本日は15名の皆様にご出席の連絡をいただいております。現在ご臨席いただいている委員の皆様をもちまして、環境審議会条例第6条第2項の規定による成立要件である半数以上の出席をいただいておりますことから、本日の会議は有効に成立していることをご報告いたします。

2 あいさつ

- 司会（鈴木補佐） それでは、開会に当たりまして、後藤環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

- 後藤環境生活部長 皆様、おはようございます。環境生活部の後藤でございます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、宮城県環境審議会にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より県政の推進並びに我々が取り組んでおります東日本大震災からの復旧・復興に係る御支援、御尽力を賜っておりますこと、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

さきの3月11日で7年を経過いたしました。宮城県の震災復興計画におきましては、平成30年度から3年間を発展期ということで位置づけておりまして、復旧にほぼめどが付き、復興への取組、そして、創造的復興ということで、県民の皆様とともに復旧・復興事業のさらなる推進を図ってまいりる時期に至っております。

その発展期の初年度となります平成30年度の県議会での予算でございますけれども、特に環境分野における取組といたしましては、持続可能な社会の実現に向けまして、県民、事業者の実施する再生可能エネルギーの導入の取組に対する補助事業、それから、水素エネルギーの利活用に関する取組を継続するというほか、急速に課題になってございます野生鳥獣の保護管理、具体的にはイノシシやニホンジカへの対応などがございますが、その実施強化など、震災後に顕在化した新たな課題への対応を進めてまいることとしたところでございます。

これからご審議いただきます地球温暖化実施実践計画の中でも、県を、その環境施策なりさまざまな環境の取組と県民の方々、そして事業者をつなぐインターフェースというふうな位置づけをさせていただいております。復旧・復興に県民の方々に取り組む中で、いかにその環境問題に、ここ数年間は環境問題に向ける目が多少弱くなっていたというか、環境の前にその復旧・復興を果たすという大命題がありましたので、再度、その環境のほうへの配慮も十分に行っていただくように、県としてしっかりそのインターフェースの役割を果たしながら、県民の方々につないでいくということが必要であろうというふうな考えているところでございます。今後とも委員の皆様のご協力をいただきながら、環境行政を推進してまいりたいというふうな考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日ご審議いただく案件は2件ございます。1件目といたしまして、宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しについてでございます。こちらは、前回1月の審議会では計画案の骨子をご審議いただいております。今回、委員各位からいただきましたご意見、それから、専門委員会議事のご議論を踏まえまして、計画中間案として取りまとめましたことから、本日この内容についてご審議をお願いをしたいというふうな考えています。それから、2点目につきましては、平成30年度公共用水域水質及び地下水質測定計画についてでございます。こちらは、前回の審議会において諮問をさせていただいたところですが、これまで水質専門委員会議事計画案についてご審議をいただいておりますので、本日はその内容についてご報告をするとともに、答申案についてご審議をいただきたいというふうな考えてございます。

そのほか報告事項が2つございまして、1つ目が、2014年度の宮城県の温室効果ガス排出量についてでございます。2つ目といたしまして、宮城県PCB廃棄物処理計画の変更についてということでご報告をさせていただきます。

本日の審議会におきましても、委員の皆様にはさまざまな観点からご意見を賜りますようお願いを改めて申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会（鈴木補佐） それでは、議事に移ります前に、本日の配付資料を確認させていただきます。事前にお送りしております資料は、審議事項関係の資料としましては、審1-1から審1-3、そして、審1の参考資料としまして（1）から（3）までございます。そして、審2-1、審2-2でございます。また、報告事項の関係資料としましては、報1、報2-1から2-2まででございます。あわせまして、本日机上にお配りしております資料としまして、会議の次第と座席表がございます。資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、環境審議会条例第6条の規定により、ここからの議事につきましては須藤会長に議事をお願いしたいと存じます。須藤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○須藤会長 かしこまりました。

それでは、一言ご挨拶だけ申し上げまして、その後、議事進行に移りたいと思います。

私的な発言で大変申しわけございませんが、私は、今現在は環境省の政策評価委員会の委員長を務めております。環境政策というのは、審議会とは別なのですが、環境政策全般について評価をすることでございまして、1週間ほど前に会合がございまして、そのときに今日のかかわりのある地球温暖化の問題が大きな議論の対象になりました。それで、皆さんも肌で感じてられるように、1日の温度差が15度なり20度なりというぐらいの温度変化、また、地域によってですが、大雪が降ったり大雨が降ったりというようなことがあって、気候災害が頻繁に我が国でも起こっております。この辺のことについて、これが地球温暖化と密接にかかわっているということ、環境省はどうして国民にもっと納得がいくように説明をしないのかという強い発言がございました。ということを最初につけ加えておきまして、これから議事進行に移りたいと思います。

3 議事

(1) 審議事項

①宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しについて（中間案）（環境政策課）

(2) 報告事項

①2014年度の県内温室効果ガス排出量について（環境政策課）

○須藤会長 今、お話がございましたように審議事項は2件ございます。最初の審議事項は宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しについてでございます。こちらは、昨年3月の本審議会において知事から諮問を受けまして、専門委員会においてご審議をいただきました。今回、中間案をまとめるということになっております。今回それを説明いただき、パブリックコメントを行うということにしたいと思います。

なお、本日の（2）報告事項の1つめをごらんになってください。2014年度の県内温室効果ガスの排出量についてということで、まさしく地球温暖化と密接にかかわっている問題でございますので、この問題もあわせて、報告事項でございますが、この審議事項の中で取り扱ってきたいと思います。

それでは、環境政策課長、ご説明ください。

○伊勢環境政策課長 ただいま須藤会長からご発言がありましたとおり、審議事項1の宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しについて（中間案）と報告事項1の2014年度の宮城県の温室効果ガス排出量については関連がございますので、この2つの議事につきましてはあわせて説明させていただきます。

まず初めに、報告事項1の2014年度の宮城県の温室効果ガス排出量についてのほうから説明させていただきます。資料の右肩に報1とありますA4判の資料をごらんください。

本県では、平成26年1月に、地球温暖化対策の基本方針である「宮城県地球温暖化対策実行計画」を策定し、県独自の温室効果ガス排出量の削減目標を設定するとともに、計画の進行管理のため、2010年度（平成22年度）を基準年として、毎年度、温室効果ガス排出量の算定を行っているところでございます。温室効果ガス排出量の算定につきましては、各種統計資料の公表値を用いておりますが、資料の発表値の関係で、現在、算定できる最新の数値が2014年度（平成26年度）になるものでございます。

なお、この後の審議事項1でご説明いたします宮城県地球温暖化対策実行計画の見直しにあわせ、温室効果ガス排出量の算定方法を国の方法に合わせて修正することといたしましたので、今回の報告では、過去の数値についても遡って修正を行っております。

まず、1の温室効果ガス排出量の状況につきまして、2014年度（平成26年度）の排出量

は、二酸化炭素換算で2,253万6,000トン、そのうち二酸化炭素の排出量につきましては約9割の2,084万5,000トンとなっております。

次に、前年度及び基準年との比較については、真ん中の表1に示しております。2014年度の温室効果ガス総排出量につきましては、前年度比で1.0%増加、基準年比で12%増加しております。

また、二酸化炭素の排出量につきましては、前年度比で0.8%増加しており、基準年比で11.5%増加しております。

二酸化炭素排出量につきましては、エネルギー起源と廃棄物などの非エネルギー起源の2つに、さらにエネルギー起源のほうは5つの部門に分けて算定をしております。

まず、エネルギー起源のうち、エネルギー転換部門では前年度比で6.2%増加しております。これは、主に石油精製業における排出量が増加したことが要因となっております。

産業部門は前年度比で1.0%減少しておりますが、これは、製紙業を初めとした製造業全体でのエネルギーの消費量が減少したことが主な要因となっております。

民生家庭部門は前年度比で3.0%減少しておりますが、これは県内の電力消費量が下がったことと、電力量当たりの二酸化炭素排出原単位、いわゆる排出係数が下がったことが要因となっております。

民生業務部門は、前年度比で7.4%増加しておりますが、これは民生業務部門全体でのエネルギー消費量が増加したことが主な要因となっております。

運輸部門は、前年度比で0.7%減少しておりますが、これは自動車保有台数が増加した一方で、ガソリン車の保有台数が減少したこと、すなわちハイブリッド車などの次世代自動車の保有割合が増加したことが主な要因であると考えております。

非エネルギー起源は、前年度比で6.3%増加しておりますが、これは産業廃棄物の焼却処理量が増加したことが主な要因と考えられます。

2の前年度と比較した主な増減理由には、ただいまご説明いたしました増減理由の主なものを記載しております。

続きまして、3の二酸化炭素吸収量の状況につきましては、林野庁の資料などに基づき算定したときの二酸化炭素換算で117万3,000トンとなっております。

裏面の図と表につきましては、温室効果ガス排出量と吸収量の2000年度から2014年度までの推移を取りまとめたものでございます。ごらんのとおり、震災前までは二酸化炭素排出量は減少傾向で推移していましたが、2012年度（平成24年度）以降は、震災の復旧・復興需要の影響により二酸化炭素の排出量が増加しております。県といたしましては、本県特有の状況を踏まえつつ、引き続き温室効果ガスの排出を抑制するための施策を展開し、温暖化防止に取り組んでまいります。

この点についての報告は以上となります。

続きまして、審議事項1の宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直し（中間案）につきましてご説明いたします。

まず、A3判の右肩に審1-1と書いてある資料、策定スケジュールをごらんください。赤で囲っている部分をごらんいただきたいのですが、この件につきましては、平成29年3月に諮問させていただきました案件でございます。その専門委員会議を設置し、8月、10月、12月の3回の会議でのご意見を踏まえまして策定した実行計画の骨子案につきまして、1月開催した本会の審議会でご報告させていただきました。その後、これをもとに計画書としての形に整え、2月に開催いたしました第4回の専門委員会議においてご意見をいただきました。本日は、さらにこれを反映させた中間案につきまして説明させていただきます。

なお、この後、パブリックコメント手続を経て、5月ごろに再度、専門委員会議でご意見をいただいた後、6月ないし7月ごろに環境審議会をもう一度開催させていただいて、最終案を説明させていただき、答申をいただきたい、そういう予定を考えてございます。

それでは、新計画の中間案につきましてご説明いたします。

審1-2としてA3判3枚物の概要版も作成しております。これを目次のように使っていただきながら、本日は計画書の形になった本編の審1-3、155ページのほうを使いまして、中間案をより少し詳しく説明させていただきます。

それでは、審1-3の中間案をごらんいただきたいと思っております。ダブルクリップを外していただいて、私の説明に合わせてページをくりながらごらんいただきますようお願いいたします。

まず、1ページから19ページまででございますが、序章といたしまして計画策定の背景を記載しております。この章では、地球温暖化の現状として、気温上昇や農作物の収量減などの影響が既に出ており、地球が危機的な状況にある中、SDGsやパリ協定の採択ですとか国の地球温暖化対策計画の策定など、国内外で地球温暖化対策の推進を強化する動きが出ていることを記載しております。1ページから19ページまでがそういうことになっています。

次に、20ページから23ページまでが、第1章といたしまして計画の基本的事項を記載しております。この章では、本計画を策定する趣旨を明らかにするとともに、本計画の法律上の位置づけや国や県の計画との関係について整理してございます。また、計画期間や対象となる温室効果ガス、本計画の役割についても整理しております。

なお、22ページに記載しておりますとおり、本計画は国の気候変動の影響への適応計画の地域計画としての位置づけがございまして、現在、気候変動適応法が国会で審議されており、今後制定される見込みですので、その場合には新法に基づく適応計画としての位置づけにもなります。この点につきましては、新法に係る詳細規定が判明した段階で表現を調整してまいります。

次に、24ページから29ページまでです。第2章といたしまして、宮城県の地域特性を記載しております。この章では、本県に有する海・山・川などが調和した恵み豊かな自然環境の状況ですが、東北地方にあって寒冷な気候である一方で、日射量に優位性がある点や人口が減少傾向にある一方で世帯数は増加している点など、自然的、社会的状況につきまして統計資料などをもとに記載しておりますほか、みやぎ環境税を導入し、喫緊の環境課題に取り組んでいる点など、特徴的な県の取組についても記載しております。

続きまして、30ページから39ページになります。30ページから39ページまでには、第3章として計画を取り巻く近年の動きということで、温室効果ガスの排出源対策と吸収源対策の重要性に焦点を当て、国のエネルギー政策と森林政策の状況について記載しております。例えば、30ページから33ページにかけて、電力関連の近時の課題を記載しており、35ページから36ページには、世界における電気自動車の競争激化の状況や脱炭素に向けた動きを記載しております。また、37ページ以降には、市町村の森林整備等に必要な財源の確保に向けた森林環境税の導入検討状況や森林認証制度取得促進の状況などを記載しております。

次に、40ページから49ページになります。40ページから49ページまでに、第4章といたしまして温室効果ガス排出量の現況推計を記載しております。この章では、先ほど報告事項でも説明させていただきましたが、これまでの県内の温室効果ガス排出量や吸収量の推移などについて整理しております。

次に、50ページから55ページまででございます。第5章として、現計画の点検結果を踏まえた現状の課題を記載しております。「くらし」の分野では、省エネ対策がされていない既設住宅の課題、「地域」の分野では、再エネ導入量における太陽光発電の偏りなどの課題、「ものづくり」の分野では、環境関連ものづくり企業のさらなる創出などの課題がございまして。

続きまして、56ページから58ページまでです。56ページから58ページまでには、第6章といたしまして2030年の想定フレームを記載しております。この章では、新規計画の目標を設定するに当たり、目標年における本県の社会的経済的状況をどのように見通しているかについて整理しております。56ページと57ページに、2030年の本県の人口や世帯数、経済趨勢などを整理し、58ページには、これを踏まえ、現状のまま新たな対策を講じない場合には、2030年の温室効果ガスの排出量が今より3.1%程度増加するものと推計しております。

次に、59ページから64ページまでには、第7章といたしまして宮城県が目指す低炭素社会の将来像を記載しております。この章に掲げる2030年の宮城県が目指す低炭素社会の将来像につきましては、専門委員の皆様から特別多くのご意見をいただきましたので、そのご意見を反映させながら文章構成や表現をつくり込んだものとなっております。

なお、前回、環境審議会でごらんいただいた骨子案の表現から、産業経済の将来像について若干見直しをかけております。

また、将来像の設定に当たりましては、前回この審議会において、特に萩原委員のほうから、将来像についてもSDGsの観点をきっちりに入れてほしいとのご意見がございましたことから、62ページから64ページまでにかけて、将来像ごとにきめ細かく関連するSDGsのアイコンを示しております。

次に、65ページから92ページまでです。65ページから92ページまでには、第8章といたしまして計画の目標を記載しております。この章では、計画の将来像の実現に向けて、温室効

果ガスをどの程度削減していかなければならないかについて整理しております。前回の審議会でもご説明いたしましたが、新規計画では、県内全体の温室効果ガス排出削減目標として総量目標を設定するとともに、県民・事業者の皆様によりわかりやすく取組の成果が見えやすい補助目標を設定しております。

まず、総量目標につきましては70ページをごらんください。総量目標については70ページに記載しておりますとおり、2013年比で31.1%削減する目標を掲げました。前回の骨子案では、削減目標を約26%前後と示しておりましたが、精査を重ねました結果、31.1%削減という目標といたします。これは国の26%削減目標を約5%超え、国の目標以上に頑張るといふ県の姿勢を対外的にもお示しするものでございます。

74ページ以降には、補助目標について記載しております。まず76ページが、将来像の「暮らし・住まい」に関する目標として、1世帯・1日当たりのエネルギー消費量を26.1%削減することとしております。また、77ページには補助目標の達成の目安となる具体的な行動例と削減量の目安を記載しております。こういう取組をすると、このぐらいCO₂が減りますというような目安です。

次に78ページ以降をごらんください。78ページ以降には、東北大学大学院環境科学研究科様のご協力をいただきまして、省エネ行動の啓発冊子にあるイラストを掲載させていただいております。大変わかりやすいもので、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。78ページから87ページがそのイラストです。ある取組について、初級編、中級編、上級編ということ、暮らしとか冷暖房の使い方、そういったものを県民向けにわかりやすくつくったものであります。

続きまして88ページです。88ページには、将来像の「まち・むら」に関する目標とし、自動車1台当たりのガソリン消費量を32.4%削減することとしております。また、90ページには、将来像の「産業・経済」に関する目標といたしまして、業務床面積1平米当たりのエネルギー消費量を36.4%削減することとしております。

続きまして93ページから147ページになります。93ページから147ページまでには、第9章といたしまして目標達成に向けた施策を記載しております。この章の全体の構造をまずご説明いたしますと、93ページに前回骨子案でご説明いたしましたこの計画の基本精神である「流れを、変える。」ということを記載しております。

具体的にどのようにそれでは流れを変えるのかということにつきましては、さらに1ページめくっていただき、94ページ、95ページに施策展開のコンセプトとして整理いたしました。96ページからは施策立案の方針を整理しておりますとともに、96ページの下段には緩和策と適応策の関係を記しております。99ページ、100ページには施策体系を整理しております。101ページから134ページまでは緩和策の具体的な取組、135ページ以降には県内の影響予測と適応策の具体的な取組を記載しております。

大変恐縮ですが、ここで一旦93ページまでお戻りいただければと思います。基本精神「流れを、変える。」は前回説明させていただきましたので、今回は割愛させていただきます。

1枚めくって94ページ、95ページをごらんください。コンセプトのところを説明させていただきます。

まず、コンセプトの1つ目なのですが、「地球市民マインド」は、SDGsの考え方を踏まえた環境学習の場の充実に積極的に取り組み、県民一人ひとりが「地球市民」の一員として、身近なところから行動を起こすための支援をしていくこととしております。

コンセプト2でございます。コンセプト2は、「熱には“熱”を」というふうに言っております。ここでは「地中熱」「太陽熱」「木質バイオマス」など、県内の未利用熱を上手に、日常的に、あらゆる場で活用するための支援を充実させることとしております。

コンセプト3「地産地消エネルギーへのこだわり」では、エネルギー源として、県産未利用材の有効活用を前提とした木質バイオマスなど、エネルギーの利活用に伴うエネルギー利益が地域経済の循環に資するような取組を推進することとしております。

コンセプト4「ヒト・モノ・コトをつなぐ」では、県は、その「場」づくりや“インターフェース”としての役割を積極的に果たし、情報の発信や人材の発掘やマッチングなどに積極的に取り組んでいくこととしております。審1-参考(2)にそのイメージを取りまとめましたので、後ほどごらんください。28年、29年、インターフェースとなるべく県がイメージして取り組んできた活動です。

コンセプト5の「環境・経済・社会の統合的向上」では、「暮らしを豊かに、産業を元気に、しかも環境に優しい」をキーワードに、例えば、環境と農業、環境とものづくりなど、異なる業種が幅広く連携・協働した取組やプロジェクトを積極的に進めていくこととしております。

なお、取組イメージでは、審1-参考(3)に取りまとめておりますので、後ほどごらんください。こういう資料です。

それから、142ページ以降です。142ページ以降には、出てしまった影響の回避、回復のための適応策の具体的な取組について記載しておりますが、本県として、この適応策については今回初めて計画に位置づけるものであり、まだまだ知見が少ない状況もあります。当面はこのような形で整理させていただきました。今後、状況の変化や知見の蓄積を踏まえまして、この部分、拡充してまいりたいと思っています。

次に148ページから153ページまでには、第10章といたしまして各主体の役割と推進体制を記載しております。この章では、県が率先して温暖化対策に取り組むとともに、市町村と連携して、また、地球温暖化問題と県民をつなぐ広報活動や環境教育活動を展開していくほか、環境産業振興におけるインターフェースとしての取り組む姿勢を明記しております。加えて、市町村、民間団体、教育研究機関が県とともに計画を推進する主体の役割や、県民・事業者への期待、推進体制についても記載しております。

最後に、154ページと155ページには、第11章といたしまして計画の進行管理を記載しております。この章では、計画の進行管理方法のほか、新規計画から新たに導入しました「管理指標」について記載しております。

この件につきましては以上でございますが、先ほど申し上げましたとおり、この後、パブリックコメント手続を経て最終案を作成したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○須藤会長 ご説明ありがとうございました。

今の中で先ほど申し上げましたように、報告事項1の温室効果ガス排出状況については、追加のご説明はなくてよろしいですか。ここまででいいですか。わかりました。

それでは、ただいま審議事項1について、報告事項1と合わせてご説明をいただきました。委員の皆様からご質問やご意見いただきたいと思います。それでは、どうぞ。どなたでも結構です。青木委員。

○青木委員 1つだけ。この冊子の40ページに出ている温室効果ガス排出量のグラフと、あとは報告1の裏側の図で、白黒になっているので見にくいのですけれども、報告1の裏側には、2008年以降、吸収源対策ということでマイナス側の効果が記載されているんですけども、冊子のほうの40ページのほうには排出源対策に関するマイナス側の吸収のところというのがあえて記載してなくて、総量は計算されていて同じになっているんですけども、この排出源対策ということも恐らく重要になってくると思うので、そういう部分も記載したほうが良いような気がするんですけど、いかがでしょうか。

○須藤会長 なるほど。それでは、環境政策課技術補佐、どうぞ。

○伊藤環境政策課技術補佐 環境政策課技術補佐の伊藤と申します。

こちら、この章の後ろのほう48ページに温室効果ガス吸収量の推移、森林吸収源対策ということで、一応第5節の部分で吸収量の現況については説明はさせていただいております。ただ、グラフ上に、ここに入れてございませんでしたので、その部分がこの報告1と若干整合とれない部分もございましたので、こちらについては、今後、修正のほうをさせていただきたいと思っています。

○須藤会長 そこは入れていただかないと、今、青木先生がおっしゃったように合わないといけませんのでやってください。

○伊勢環境政策課長 今、青木先生からもご指摘ありましたとおりで、地球温暖化対策は、排出源対策、吸収源対策を基盤に、この2つでございますので、ご指摘を踏まえて、よりわかりやすく修正したいと思います。

○須藤会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の先生方、はい、どうぞ、香野先生。

○香野委員 今のご質問にもちょっとかかわるかと思うのですが、結局今のものは2014年、平成26年のものでのいろんな検討かと思えます。統計上いろいろなデータの統計をするのに当た

っては、3年前、4年前になるのはしょうがないだろうと思いますけれども、そうすると、今現在こういう対策をするんだということで、今年あたりやって、今年がデータがどうだったというのがわかるのは、このまた3年後、4年後ということになってしまうわけですね。その辺が……

○須藤会長 香野委員、大変重要な発言を今されていますよね。これは十分伺っておかないといけないことだと思います、今ね。2014年がベースなだけけれども、今言ったようなことが、今年過ぎて来年になったら、この成果がどうなるかというのはわからないんですよ。それなので、その辺のわかる方法なり、推計なり、どうぞ、環境政策課長、お願いします。

○伊勢環境政策課長 今、先生がおっしゃられたところは、この温暖化対策の温室効果ガスの算出をするジレンマですね。我々も、今、平成26年のデータを報告したわけですがけれども、それは今から3年前なんですね。震災から3年後のところでした。それで増えていると現況がありました。26年のことを今思い出しますと、復興が本格化してきて、いろんなところで工事が出てきておるといような状況でした。なので、先ほど報告事項の中で、26年度はそういう状況でしたという報告をしました。

さて、今から、今年はどうなのかということは、我々もちょっとわからないところです。これは、全国が同じ状況でございます。国全体というのは1年後に環境省が発表しますのでわかるのですが、それを都道府県ごとのエネルギー消費量に移す、国のデータでいいますと国の都道府県別エネルギー消費統計というものがございます。これが国から発表されるのが2年遅れになります。直近では、今年このデータは今年の11月に報告されたのですが、そこから作業が始まりまして、今日現在報告できるということです。このほか、この環境省の算定マニュアルに基づきまして、約60種類の統計データを組み合わせることでこの報告の数字をつくっているという現状になります。大変、国を悪者にするわけではないのですが、国も一生懸命やって2年という説明を受けてございますので、ただいまの仕組み上は、このような仕組みの中で取り組んでいかなければならないという現状にあるということでございます。ご理解賜ればとお願い申し上げます。

○須藤会長 もちろんそうなんです、私も以前からこの会議で発言をしておるのですが、いろいろ工夫して、推定なり仮定なりモードで、今は、環境省では2016年まで出ていますよね。確か。それで2014年というのは最高値なんですよ、国でいうと。でも、ここももしかしたら最高値かもしれないですよ。それで国が2014年を基準にして、その2030年で26%となっているんですよ。我がほうは、さっきちょっと聞き漏らしたんだけど、昨年何パーセントだったのですか。（「31.1%です」の声あり）31%ね。31%なんです、それは基準年は同じ、14年ですか。

○伊勢環境政策課長 基準年は国の26%と同じ基準年になっておりまして2013年です。

○須藤会長 ごめんなさい、13年ね。そうすると割と最高のところだよ。それは国もそうだし、県もそうですよね。さっきもこのことがあるのでね。なので、ベースが高いところを基準にしてパーセント、それで本当にいいのかなという気もしなくはないんですが、先ほどおっしゃっているように、あんまりいいかげんな数字を使うのもよろしくないんで、統計が出ているということなのですが、これは何ていうかな、なるべく香野先生も多分それを願っていると思うんですが、なるべく早目に私たちが削減したんだ、どのくらい削減したんだということを知りたいということをおっしゃられているので、その辺は全体のCO₂じゃなくてもその部分のをとればわかるんじゃないですか。エネルギー消費量なりそういうことで。

○伊藤環境政策課技術補佐 今回、総量目標に加えて補助目標というのをつくってございまして、この冊子でいいますと、76ページでは「暮らし・住まい」に関する目標ということで、1世帯・1日当たりのエネルギー消費量を26.1%削減というふうにしてございまして。こちらは総量目標の家庭部門の数値をもとに作成している目標で、総量目標と連動する目標値になってございまして、こちらのほうは若干早目に数値のほうは出るかと思っています。2年前ぐらいの数値になるかなと思っています、その点では総量目標よりは早目の数値ということができるとかな。

あと88ページでは「まち・むら」に関する目標ということで、自動車1台当たりのガソリン消費量というふうなものを掲げてございまして、こちらのほうも少し早目に数値のほうを実績出していきたくと思っています。

○須藤会長 先ほども、よその県も同じなのでしょうがないというようなことをおっしゃられたんだけど、別によその県に合わせなくて、いろいろ勉強されて、あるいは推定値なり仮定値なり、そういう部門値なり、いろんなことを使って、宮城県は宮城県としてそういう削減率なり、総量なり、あるいは部門の総量なり、わかることも努力されたいかがですか。よその県も

同じなんだからしょうがないんだったらさ、これは余りおもしろくないような気もするんですけど、いかがですか。

- 伊勢環境政策課長 先ほどは大変失礼いたしました。我々も、一刻も早く現況データをつかみ、その課題を抽出して対応するということの重要性については、非常にわかっておりますが、今回その見直しの過程の中で、どうにかして少しでも早くできる方法についても検討いたしました。コンサルとも話し合いました。
- 須藤会長 専門委員会もあるので、専門委員会でもそんな議論出ましたよね。
- 伊勢環境政策課長 専門委員会でも議論が出されました。
ただし、今回いろいろやってみたんですけども、どうもやっぱりうまくいかなかったということでした。でも、引き続き重要な課題ですので、ご指摘を踏まえて、引き続き検討してまいりたいと思います。
- 須藤会長 香野先生、さらに追加ございましたらどうぞ。
- 香野委員 ありがとうございます。そういうお答えになるんだろうというのはわかっているような話なのですが、ぜひ努力していただきたいと思います。
もう1つだけよろしいでしょうか。
- 須藤会長 どうぞ。
- 香野委員 それで結局このような施策あるいは対策なりをいろいろ考えて、熱心に討議されている。それで、来月、パブリックコメントということになると思うのですが、結局その辺が、一般の人あるいはそういう人がどの程度このことに関心を持っているかということの指標にもなるかと思うので、パブリックコメントはどのようなところにばらまいて、どのくらいの回答があるものなのか、その辺のことを。
- 須藤会長 パブリックコメントについてですね。
- 香野委員 はい。
- 須藤会長 ではどうぞ。
- 伊勢環境政策課長 本県では、「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議という県内いろんな主体で温暖化対策を講じていこうというふうな組織がございまして、この組織を通じてご意見をいただければというふうに思っております。この組織は県内の117団体で構成してございまして、非常に多くの主体がかかわってくるというふうなところでございますので、ここでご意見をいただきたいというふうに思っております。
- 須藤会長 パブリックコメントは、それぞれも別にですか。
- 伊勢環境政策課長 あとそれぞれ別に県庁ホームページにも掲げまして、県民全般に、全員に対しても行いますし、それから、全市町村にも照会します。
- 須藤会長 全市町村にも宛てるわけね。
- 伊勢環境政策課長 はい。ということで、広く意見を。要するに、温暖化問題というのは、誰かがやるということではなく、全員に関する問題ですので、全員に聞くということでございます。ただ、香野先生がおっしゃったポイント、より関心を持っていただくというような取組についても、なお一層重要なのかなというふうに考えています。
- 須藤会長 関心を広げるためにはどうされるんですか。ただ配っただけでは、難しいですよ、ちょっとね。
- 香野委員 回答率というか、返事が来るのはどの程度のものなのか。
- 須藤会長 今の団体の名前おっしゃった市町村と各団体と個人ですよ。
- 伊勢環境政策課長 前回になると思いますがけれども、前は3年前に行いました。具体的なその数値についてはちょっと把握してないのですが、かなりいろんなというか、かなり多くのご意見をいただいたというふうに思っています。結構来ます。
- 須藤会長 よろしいですか、先生。
- 香野委員 はい、ありがとうございます。
- 伊勢環境政策課長 この次の環境審議会では、今回コメントいただいたものに県がどういうふうに対応するかということ踏まえた回答をお示ししたい。
- 須藤会長 それはここでやらなくちゃいけないんでしょう、それは。
- 伊勢環境政策課長 そういうことです。
- 須藤会長 わかりました。1回これについてパブリックコメントかけるんですよ。それが今言った市町村だの各団体だの個人だのと、そうなるわけですよ。

○伊勢環境政策課長 はい、そうです。

○須藤会長 ほかの先生、いかがでしょうか。高橋先生と陶山先生、たしか専門委員でいらっしゃいましたが、何かご発言ありますか。特にはないですか。では、土屋先生どうぞ。

○土屋委員 非常に精力的につくられている実行計画だと思うんですけど、ちょっと私が理解できないのは、この概要版の中に出てくる言葉の定義というか意味なのですが、「まち・むら」の将来像の「まち・むら」というのは、具体的にはどういうことを指しているのかということと、特にここの部分だけが非常にほかの「暮らし・住まい」と「産業・経済」の将来像に比べて、少し具体性が欠けている感じがします。「まち・むら」の定義がわからないということと、②にゆとりをもって暮らせるという部分、この「ゆとり」というのは、どういうことを具体的にイメージされているのかということと、あと、③です。資源が地域内で循環する農山漁村となっていますけれども、これ相当大変なんじゃないかなという感じがするんですけども、具体的の中を読みますと、余りこの目標に対して具体性がないように見えます。結果的に交流、特に③の中の一歩下に、都市との交流が盛んになるということを書かれていて、数値目標がガソリンの削減を目指す。何となくこの「まち・むら」の将来像、特に③と全体像に何か違和感があるんですけども、これは何か議論の背景があるのでしょうか。

○須藤会長 これは環境政策課長お願いします。

○伊勢環境政策課長 この概要版の2ページ目ですね。ここに将来像というのがあります。

まず、「自然・気候」、要するにCO₂の問題もそうなんですけど自然。そこがこうありなという目標を真ん中に掲げてございまして、その達成のためには、人々の個人的な暮らしだとか産業・経済の状況。

それから、「まち・むら」の定義でございましてけれども、地域ということですから、地域をなりわいとする農山漁村での営みとかいうか、そういったものをイメージしてございまして、地域と一口に言って……

○須藤会長 「まち・むら」という意味は、地域だという意味ですね。

○伊勢環境政策課長 ええ。都市もあれば、農山漁村もございまして、ちょっと捉えどころのない感じが、今、土屋先生がおっしゃったように漠然とした感じがあるのかなという感じが……

○須藤会長 ただ、地域だって、「まち・むら」って書かなくたっていいかもしれないね。「まち・むら」っていうと、先生、その辺に違和感があったんですね。

○土屋委員 そうですね。何か、特に「むら」とかいうと、何となく、特に「むら」と③が結びつくと、非常にそういうところが区別されているような印象を県民の人が持つのではないかなというそんな危惧があったんですけども。

○伊勢環境政策課長 実は、専門委員会では、この「むら」というのをあえて入れるべしという議論がかなり強かったんです。本県の場合、当然、仙台市が「まち」という、「まち」とイメージすると都市というイメージにつながって、仙台が一番……

○須藤会長 山村だとかが入らなくなるわけですね。

○伊勢環境政策課長 ええ、そうですね。ただ、一言「地域」と言ってしまうと、これはちょっと漠然とする。「むら」すなわち田舎と申しますか、農山漁村、森があるとかそういうようなイメージを、この言葉をもって使うということによって、宮城県がその都市的製造業だとか商業が発展するというイメージとともに、農業だとか漁業だとか林業だとか、そういったことを営む地域としての、要するに田舎ですね。そういったところをイメージさせるためには、「まち・むら」というのが重要ではないかというご指摘があって、こういうふうにしてございまして。

○須藤会長 どこか、この中には入れられないかもしれないけれども、本文のほうでね、もう少し、今おっしゃったようなことを書いておいたほうが誤解を招かないんじゃないですかね。我が県は、これでいったら「むら」が多いんでしょう、面積的に。人口はともかくして、面積的にもそうですよね。地域の数も「むら」が多いんですよ。なのでね、圧倒的に多いのが「むら」だなと思うから。

○伊勢環境政策課長 今、この将来像の定義として使う言葉については、確かに重要でありましょうし、何をどうもって「まち・むら」というのかとか、意外に重要な観点かなと思いましたが、少し将来像のコンセプトだとか分け方について、なお、書いているつもりではございましてけれども、なおわかりやすく整理をかけたいというふうに思います。

○須藤会長 土屋先生の質問、まだあったでしょう。それにも答えてください。

○伊勢環境政策課長 先ほど資源が地域内で循環するということがございましたが、やっぱり考え

てみると、かなりこういう広域経済の中で暮らしている我々の暮らしを考えてみると、なかなか大変だなというふうに思っております。

ここでは特に木質バイオマスだとか、あるいは食品廃棄系のバイオマスだとか、そういったエネルギーですか、そういったことが循環するというを特にイメージして書いてございますが、資源が地域内で循環するというと、ちょっと大きく出してしまうと、確かに誤解があって、書いているものについては地域交流とかそういったことなのかということになりますと、この辺をもし良い表現があれば工夫してまいりたいと思います。

- 土屋委員 いや、何か地域資源を活用するとか、何かそういう言葉でもここに目指していることは表現できるのかなという感じがします。この「地域内で循環する農山漁村」というのは、これはなかなか高い目標というか、いろんな人の考え方があるし、現実的な問題で難しいんじゃないかなというところもあるので、地域資源の活用とか、何か違う言葉があるような、そういうちょっと……ご検討いただければというふうに思いますけれど。
- 須藤会長 それでは、ここの言葉、確かに私もちょっと違和感があるので、もっと前に申し上げればよかったのですが、「地域内で循環する」というところを、ここで変えるわけにはいきませんから、専門委員会でもう1回議論していただいたら。パブリックコメントのところはこれでもういいでしょう。もう出さなくちゃいけないでしょうから。その次のときの最終案のときには、今の土屋先生のご意見を踏まえて、改正していただけないでしょうか。
- 伊勢環境政策課長 了解いたしました。今ご指摘があった点、それから、パブリックコメントでもいろんな……
- 須藤会長 出るかもしれませんが、もちろん。
- 伊勢環境政策課長 それから、今日の環境審議会での議論のご意見というのは、この次の専門委員会でもまた議論するようになりますので、その辺で少し検討させていただければと思います。
- 須藤会長 ありがとうございます。

ほかの先生、いかがでしょうか。よろしいですか。これは意外に関心は深い割に、地球温暖化対策の実行計画というのは発言がしにくいですよね。それなので意見が出にくいのですが、委員の先生方も紙に書いたら出しやすいかもしれないから、もしかしたら、今度のパブリックコメントの中でも、委員だから出さなくてもいいということではなくて、委員の先生方もやっぱり今日の議論を聞いて、もう少しよく読んでいただいて、これはなかなかよく書けていると私は思いますので、実行計画も読んでいただいて、委員じゃなくてもぜひ出していただきたい。また、専門じゃなくても出していただきたいと思います。

それでは、余りしつこく審議をするのはよろしくありませんので、次の議題に移らせていただきます。

②平成30年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について（答申案）（環境対策課）

- 須藤会長 では、審議事項2の平成30年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について。これは前回9月の審議会で、知事から諮問をいただきまして、専門委員会にかけて審議したのですが、本日、取りまとめた計画についてご審議をいただきたいと思いますので、環境対策課長からご説明をお願いします。
- 千田環境対策課技術補佐 環境対策課技術補佐の千田と申します。課長にかわりましてご説明申し上げます。

審議事項の2についてご説明させていただきます。

平成30年度公共用水域水質及び地下水質測定計画の答申案につきましては、前回の審議会で諮問させていただきまして、水質専門委員会会議で審議いただいたものでございます。

資料は、審2-1と2-2になりますが、これは前回ご説明した部分でございます。

水質専門委員会会議は、須藤会長を委員長といたしまして、学識経験者や関係行政機関計8名で構成されておりますが、先月の16日に全員の委員にご出席いただき開催いたしました。審議結果について報告いたします。

専門委員会会議では、当計画案についての詳細なご審議をいただき、委員の皆様からは妥当であるというご判断をいただきましたが、2点ほどご意見がございました。

1つ目は、昨年度、平成28年度の公共用水域水質測定結果で、河川のBODが環境基準を上回った地点があったため、その原因を明らかにしていただきたいというご意見でした。この地点は、仙台市が測定している七北田川七北田橋であります。10月以降の濁水による水質の悪化

が原因と考えられるというものでございまして、仙台市のほうでは継続して原因究明に努めていくこととしております。

2つ目は、前回の環境審議会でもご意見をいただいたものになりますが、県内湖沼における環境基準の達成率が17%と低いことから、他県での運用を情報収集しつつ、測定結果を対策に活かしてほしいとのご意見がございました。今後、他県での運用を情報収集し、こういう対策について検討してまいりたいと考えております。

以上が水質専門委員会議での審議結果の概略でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

- 須藤会長 ただいま環境対策課のほうから、専門委員会議での審議の内容について、特に超過をしたことの原因と今後の対策のあり方について議論があったということで、平成30年度の今後の水質測定計画については異議がなかったということでございます。委員の先生方からどうぞ、ご発言がありましたらよろしくお願いいたします。この水質測定計画というのは、議論がしにくいですよね。いっぱい表があって、水質の値があって、オーバーしているか、していないかというので、オーバーしているのはごくわずかなんだけど、そのオーバーしている原因というのは、なかなかわかりにくいんですよ。このBODのはオーバーした理由、増加した理由ですね。
- 千田環境対策課技術補佐 河川の七北田川になります。
- 須藤会長 濁水だったんだっけ。
- 千田環境対策課技術補佐 そうです。濁水によるものです。
- 須藤会長 たまには、これだけの公共用水域がありますから、そういうことがあるんですが、一番問題なのは、宮城県では湖沼の水質が悪いんですよ。我々の仙台市の水道水源である釜房ダムも環境基準を達成していないので、そのほか幾つかの湖沼、みんなアオコが出たり富栄養化して、今度、ワースト1にどこかなったんですよ。ワースト1は。
- 千田環境対策課技術補佐 伊豆沼です。
- 須藤会長 伊豆沼ですよ。伊豆沼を皆さんごらんになって、ハスもきれいだし、景色もきれいですよ。ハスの咲いているときはきれいなんですけど、あれは野鳥が来たりして、自然環境としてはいいんだけど、水質として見ると悪いので、これをどう対策とるかというのは大変なんだろうと思うんですが、でも、あんまりワースト1というのはよろしくないですよ。全国で一番悪い湖沼だということになる。水質が一番悪い湖沼だということになるので、景色が一番悪いわけじゃないんだけど、水質で見ると悪いと、そういうことなんですよ。それも、あんまりワースト1というのは余りよろしくないなと私も思っているのですが、過去10年間ぐらいで何回あったっけ、ワースト1は、2、3回だよ。今回またなったんだよ。（「そうですね」の声あり）よその湖が悪くなると、ワースト1ではなくなるんだよ。だから、東北にある湖で、何となく常にワースト1というのは格好がつかないなとは思ってはいるんです。7位とか5位とか3位とか、そういうのはよかったですよね。
- 千田環境対策課技術補佐 平成23年から27年までは3位、2位ということで、28年が1位ということですよ。
- 須藤会長 今回初めて、初めてですか、1位。
- 千田環境対策課技術補佐 平成20年と21年が1位です。
- 須藤会長 そうですか。別にワーストだからとはこだわらないけれども、全国で有名、水質が悪いので有名というのね、余り環境審議会としてよろしくないなとは思っております。何か御発言ありましたでしょうか。どうぞ、土屋先生。
- 土屋委員 ここに書かれている測定項目は、法律で定められているものに準拠しているかと思うんですけど、やはり福島第一原発の問題があって、これについては、前に質問したときに違う部署が対応しているということだったんですけど、こういう放射線量についてのデータと、こういう一般的な環境基準とのものが一元管理されるというか、そういうふうなことになることはできるんでしょうか。というか、環境審議会で宮城県の、特に筆甫だとか、それから、二口山塊なんかもまだ基本的にイワナ釣って食べられることができてないわけですから、この辺のあたりは、要するにもとに戻ってないという現状認識だと思うんですよ。これをやっぱりこういう場で議論したり知らしめていくというのは重要なことではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。
- 須藤会長 ありがとうございます。その問題は専門委員会議のほうでも出まして、実はこの水質とあわせて、例えば阿武隈川の左岸がどう高かったとか、森林から出た水が高かったとか、そう

いう報告は受けております。それで、今日の議題は、公共用水域測定計画についてなので、公共用水域の水質測定計画には入っていないんですね。けれども、宮城県は、原子力安全対策課でこれの測定もやっておりますが、ここと一体ではないんですね。そのことについて、環境のほうからご説明ください。

○千田環境対策課技術補佐 放射線のほうは環境省のほうが担当といたしますが、常時監視をやるということになっておりまして、宮城県は測定場所について環境省のほうにこういうところでやっていただきたいというようなお話をさせていただいているということです。

先ほど須藤会長からお話がありましたように、水質専門委員会でも、その辺の放射能のほうの結果についてもご説明をさせていただくということでございます。

○須藤会長 環境省が決めている所定の数値を超えているところは、そのあたりなんかは今のところはないということです。小沢 東北地方環境事務所長さん、ついでに何か、環境省からの今の説明ありますか。放射線量について。そちらでやっているみたいですよ。本省がやるんだと思いますけれど。

○小沢東北地方環境事務所長 ありがとうございます。冒頭、須藤先生からご指摘のありましたとおり、さまざまな環境にかかわるデータ、そういう情報が県民の方に本当にしっかりと伝わること、県民の方の理解につながる事が大事だと思っております。放射線のデータにつきましても、県民の方にどういうふうに伝えていったらいいのか。私は今、東北地方環境事務所の所長をやっておりますけれども、福島での放射能汚染対策の事業にも6年携わっておりまして、地元の説明会でお話をするたびに地元から怒られまして、国がだめなのは、国が自分の都合ばかりしゃべる、自分の話ばかりする。その前にまず地元の話を聞くべき、地元の気持ちを聞くべき、地元のことを勉強するべきですと、こういうことを言われまして、この公共用水域のこと、それから、放射線のデータ、そして、さっきの地球温暖化対策のことにつきましても、地元の方々の関心、興味、そういったところに寄り添って、そこから話を始めるようなことを考えていかなければいけないと思っております。放射線に特化した話ではないですけども、結局それをどういうふうに県民の方に伝えていくかということについては、今後いろいろなことを、また宮城県の皆様にも教えていただいて対応していきたいと思っております。

○須藤会長 土屋先生、どうでしょうか。環境省で測って、この宮城県の分の状況もわかっていて、先ほど申し上げたように、水質専門委員会ではそれを取り上げてきているんですね。そのことをここでもう一回あわせて、公共用水域の水質測定とは直接関係はないんですけども、皆さんに説明したほうがよろしいですね。

○土屋委員 はい。

○須藤会長 それでは、それを今後は環境省のほうも入れて、公共用水域ではないんですけども、この前のデータがあるでしょう。

○千田環境対策課技術補佐 前回の環境審議会の資料の中で、放射性物質の話も資料の中には入れておりまして、こちらのほうにも報告はさせていただいているところです。

○須藤会長 だから、この審議事項の中にもね、放射線のことについて、そういう環境省のデータによっても異常値がなかったとか、国の基準値を超えているものはなかったとか、そういう表現でその他として書かれたらいかがですか。

○千田環境対策課技術補佐 はい。

○須藤会長 そうしたら県民が安心しますよね。ということで、今の土屋先生のご発言は、そのように処置していきたいと思っております。では、環境対策課、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、もう一つの地球温暖化の問題は先ほどご説明をいただいたので、よろしいですね。報告事項の測定計画のほうは今終わりにになりましたので、今のようなことで、次回以降は測定計画のことについても述べていただくことにいたします。

(2) 報告事項

②宮城県PCB廃棄物処理計画の変更について(循環型社会推進課)

○須藤会長 それでは、報告事項の1の温室効果ガスは先ほどのご説明どおりですので、報告いただいたことにしますが、もう一つ、報告の2、宮城県PCB廃棄物処理計画の変更について、担当課よりご説明願います。

○角屋循環型社会推進課長 私、循環型社会推進課長をしております角屋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

それでは、私のほうからは、2つ目の報告事項ということになります。宮城県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更についてご説明申し上げます。

まず説明資料の確認ですが、右肩に報2-2と記された冊子がございます。こちらが今回変更しました処理計画の本体になりますが、本日はその右上に報2-1と書かれたA4判2枚の概要版に沿ってご説明させていただきたいと思っています。

まず、その概要版を1枚めくっていただきますと、ポリ塩化ビフェニル（PCB）についてということで、写真入りの資料があると思います。まずは処理計画の内容に入る前に、そもそもポリ塩化ビフェニル、いわゆるPCBの処理問題についてのポイントなどを、まず初めに簡単に説明させていただければと思っています。

まず1点目でございます。PCBの性質につきましては、化学的に合成された化合物で、化学的に安定し、絶縁性がよく、不燃性などの性質を有する油状の物質であります。

2番、PCBの用途でございますが、電気機械用の絶縁油や熱媒体等のさまざまな用途に使用されておりまして、例えば、電圧を変換させる変圧器ですとか、電気を一時的に蓄えるコンデンサー、あるいは蛍光灯器具の内部に設置されて、電流を安定化させるための安定器などにPCBが使われてございます。

次に3番目、PCB廃棄物問題の経過でございますが、これも皆さんご存じかと思いますが、昭和43年に発生したカネミ油症事件では、熱媒体に使用されたPCBが食用油の製造過程に混入しまして、健康被害が発生し、PCBの生体への影響ですとか環境汚染が大きな社会問題となるきっかけとなったという経緯がございます。日本では昭和47年までにPCBの生産が中止されまして、昭和49年までには製造や輸入、新規使用が禁じられましたけれども、当時使用されていた機器については、そのまま継続して使用することが認められております。

国際的には、ストックホルム条約が平成16年に発効しまして、この条約ではPCBに関して、平成37年度までの使用の全廃、平成40年度までの適正な処分を求めています。その後、日本においてもPCB処理に向けまして多くの民間企業が処理施設の立地を試みましたが、なかなか地元の理解が得られないということで、ほぼ30年の長きにわたりまして処理がなされないまま保管が続いているという状況でございます。

その後、平成13年にはPCBの特別措置法が施行されまして、やっと国が中心となって中間貯蔵・環境安全事業株式会社、我々、通称JESCOと呼んでおりますが、この組織が設立されまして、全国5か所でその処理施設が整備されまして、全国的に高濃度のPCB廃棄物の処理が進められたという状況がございます。

同じ資料の裏面をごらんください。裏面には、PCB特別措置法の改正状況が記載されていますが、平成13年の特措法制定以降、その処理状況を踏まえまして随時改正が行われてきました。平成24年には低濃度のPCBに汚染された廃棄物が大量に存在しているということが判明したため、処分期間が平成39年3月まで延長されております。また、その後、平成28年には、全国5か所の処理施設ごとに高濃度PCB廃棄物の処理期間が規定されたという流れがございます。現在は期間内の処分に向けまして、全国の自治体では、保有している可能性が高い事業者を対象に、いわゆる掘り起こし調査が実施されているということです。

次に、4番、PCB廃棄物の分類でございますが、PCB廃棄物は濃度によって高濃度と低濃度に区分されておりまして、5,000ppmを超えるものが高濃度、それ以下のものが低濃度というような形になっております。高濃度のものは、全国5か所の、先ほど申し上げましたJESCOの施設で処理されまして、低濃度のものは、全国41か所の民間施設で処理されてございます。

では、同じ資料の1枚目に戻りまして、一番上のページでございます。本題でありますPCB廃棄物処理計画の変更についてご説明申し上げます。

まず1としまして、今回の宮城県計画変更の経緯でございますが、PCB特措法第7条では、都道府県は、国のPCB廃棄物処理計画に即して、その適正な処理に関する計画を定めなければならないとされてございます。今回のPCB廃棄物処理計画は、平成19年に策定し、平成27年3月に一部を変更しておりますが、今回は、国の特措法の改正がなされたことなどを受けまして計画を変更するものであります。

次に2番、国のPCB特措法などの変更内容ですが、平成28年8月に改正PCB特措法が施行されまして、PCB濃度が5,000ppmを超える高濃度PCB廃棄物の処分期間が設定されまして、PCB廃棄物の種類ごとに法律で定められた処分期間内の処分が義務付けられたとい

うこととさせていただきます。

また、これとあわせて国ではPCB廃棄物処理基本計画も変更しております、その中では基本的な方向として、高濃度PCB廃棄物はJESCOの処理施設を活用して処理し、これ以外の低濃度PCB廃棄物は民間事業者の処理施設を活用して処理することとされまして、事業者や国、地方公共団体の役割分担を明確化したということとさせていただきます。

さらに、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の計画的推進のために必要な措置として、掘り起こし調査による実態把握の推進などを盛り込んでいます。

次に3番といたしまして、宮城県PCB廃棄物処理計画の主な変更点でございますが、(1)計画の基本方針では、PCB廃棄物の処分期間については、法定の処分期間に即した内容に変更してございます。県計画では、変更前の高濃度PCB廃棄物の処理期限は、JESCOの北海道事業所の計画的処理完了期限の1年前を目標として設定しておりましたが、今回の特措法改正によって、法定処分期間と県計画の目標が結果的に一致することとなりました。具体的には、大型変圧器・コンデンサーなどにつきましては平成34年3月まで、安定器及び汚染物等は平成35年3月までとなります。

一方、低濃度PCB廃棄物は、無害化処理認定施設又は知事許可施設において処分されるものでありまして、法定の処分期間は平成39年3月までとされておりますが、本県の計画では引き続き、その1年前の平成38年3月までの処理を基本といたします。

次に、資料の裏面をごらんいただきまして、(2)として主な推進方策でございますが、基本的にはこれまでの推進方策を継続、強化して、PCB廃棄物の期間内処理が適正に行われるよう、掘り起こし調査等によるPCB廃棄物の実態把握ですとか、PCB廃棄物適正処理推進員、我々はPCBGメンと呼んでおりますが、そういった方々を活用して、保管事業者への指導あるいは関係機関との連携、保管事業者への支援などに取り組んでまいります。

また、こうした取組に加えまして、⑤に記載のとおり、地方公共団体における率先処理を新たに追加しまして、県が保有するPCB廃棄物の率先処理とともに、県や市町村のPCB廃棄物の保管状況の調査、公表についても取り組んでまいります。

最後に4、計画期間でございますが、県計画については、PCB特措法に定める低濃度PCB廃棄物の処分期限である平成39年3月までの計画としておりますが、今後も国の基本計画の変更や県内のPCB廃棄物処理の進捗状況など踏まえまして、必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えております。

県としては、今回の計画変更を行い、処分期間内での処理完了を目指して、引き続きPCB廃棄物の処理を着実に進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○須藤会長 循環型社会推進課長さん、ありがとうございました。

PCBの問題、大変重要だと思いますので、委員の先生方から、処理期間が、前に比べ少し延長されたということですよ。それから、もっときめ細かな管理と保管、そういうようなことをやるというようなことが主の変更のようですが、何か委員の先生方、PCBにご関心の深い方もいらっしゃると思いますが、どうぞ。この推進計画でよろしいですか。

私、特に、コンデンサーにしても大型変圧器にしても、1つは、全部ちゃんと保管されているのかどうかというのが不安な部分がありますよね。それから、まだ古いものが、それは使われるとは思わないけれども、新しく出てきた廃棄物になる可能性というのだけあってありますよね。それなので、この34年までに全部済むのかどうかというのが大変不安な気がするのと、不適切な保管なりが、市町村によってはあり得るのではないかとというような常に不安を持っているわけですね。それで、地元で聞きますと、余りこんなこと言っちゃうといけないんだけど、持っていたんだけど、そっちで保管しとけて言われたとかね、何かそういうようなうわさも聞くものですから、この法律自体はいいし、それから、JESCOの対応のその処理も大変、この前、見に行ってきたんですけど、JESCOの管理も大変いいんですが、JESCOでこう聞いたんですけど、あとどのくらい来るのかと言ったら、各県からこの県の方は室蘭に行きますよね。どのくらい来るかというのをわかってないっていうんですよ。それなので、34年はもうすぐ来るんじゃないかなと。ですから、そういう処理技術なり処理のプロセスはわかっているんだけど、分散している廃棄物のほうが、ちゃんとね、県がやるためには市町村がやらなければいけませんよね。そういうことの掘り起こしというのかな、何とかGメンといたらいいのか、掘り起こしGメンと言ったほうがいいのかもわからないけど、そういうのもつくってやっていか

ないと、後になってたくさん出てきちゃって、これが汚染源になったといたら、もうそのときには室蘭の工場ないですよ。それなので、その辺は一番心配をしていたところなんです、その辺はいかがでございましょう。

○角屋循環型社会推進課長 今、須藤会長のほうからそういうご意見いただきましたが、我々もそれが一番問題でございまして、どこにどういった濃度のPCB廃棄物が残っているかというのが非常に大きな課題でございまして、そのために具体的に今やっていることというのは、例えばこの写真にあります変圧器、コンデンサー、こういったものにつきましては、基本的には電気事業法で使用期間中は届け出すということになっていきますので、使用が終わったものについては廃棄物としてPCB特措法の届出をしてくださいますということになっていきますので、例えば、数年前にやった調査として、県内の9,000事業者、それと届出をやっておるような事業者様に対してアンケート調査を送って、その中にPCB含有のものはないかどうかというようなアンケートを送って、素直にそれが戻ってくればいいのですが、戻ってこない場合は、先ほど申し上げたようなPCBGメン等にその現地訪問をしてもらって、それで現地確認をしながら当たっておるというような今の状況でございまして。それで何とか9,000事業者については、そういった形でもなくその調査自体が終わる状況になっております。

あともう一つ問題なのは、そのお隣の安定器でございまして。これは、通常、事業用の蛍光灯の裏についているものでございまして、実はこれが一番数も多い状況です。具体的に今、国から指示がある内容というのは、こういったものは特に昭和52年3月以前に建てられた建物に残されている可能性が高いということでございまして、この場合、今度は法務局さんとタッグを組んで、52年以前に建てられた建物をまず調査して、そこに対してアンケートをかけて、そういったものがないかどうかというような調査に入ろうというのが新年度からの取組であります。

○須藤会長 大変なことですね、これね。安定器は5,000ppm以上ありますよね。5,000ppmというか、濃度は高いほうになりますよね。ですから、室蘭に持っていかないとだめですよ。

○角屋循環型社会推進課長 そうですね。

○須藤会長 あれは小さいから、量は少ない。だけれども、PCBの量はそんなに多くないのかもしれないけども、総量入れれば相当多いですよ。

○角屋循環型社会推進課長 はい、そうですね。

○須藤会長 ということなので、しっかりやっていただかないと、後で困ってしまうなという気がしたのだから、敢えて。ほかの先生、いかがでしょうか。いいですか。PCBはもともと毒なんて誰も思わないものだから、いいかげんになっちゃってる部分があるんですが、今はもう大変猛毒だし、慢性毒としても大変強いものですから、1滴でも外へ出してはいけないというようなこととございまして、循環型社会推進課長に頑張ってください、掘り起こしを十分やっていただいて、ここの室蘭の工場へ持って行って、高いものはね。この低いほうは2か所ぐらいあるんですか。

○角屋循環型社会推進課長 低いほうは、低濃度は全国で41か所。

○須藤会長 宮城はあるんですか。

○角屋循環型社会推進課長 宮城は、残念ながらありません。近くですと、秋田に3か所、福島に1か所という状況です。

○須藤会長 これはレールは引かれているんですか。そこへ持って行っていいことになっているんですね。

○角屋循環型社会推進課長 そうですね。ただ、ほかの県からも、そういった会社の方が営業にお見えになって、うちでぜひ処理させてくださいというようなこともあります。

○須藤会長 それとすごく、私わからないんだけど、費用が高いですよ。一時の10倍ぐらいになっているんじゃないですか。

○角屋循環型社会推進課長 低濃度のものについては、基本的に民の事業活動になりますので統一ではないのですが、高濃度のものについては、先ほど言った、例えば室蘭のJESCOで処理していますので。

○須藤会長 それは定価わかってるでしょう。

○角屋循環型社会推進課長 例えば、高濃度の変圧器でございまして、100キロまでですと大体73万円。そこから190キロから200キロぐらいのものになりますと、大体100万を超えるぐらいの処理費用となります。

○須藤会長 相当な費用ですよ。だから、事業者にとっては、その処理は、義務なんですよけど、お金が伴うんですよ。

○角屋循環型社会推進課長 そういったこともありますので、特に中小企業者向けには、費用負担が大きいということで、全国各都道府県がお金を出し合って基金をつかって、その中でそういった処理費用を補助する制度もつくってございます。そのような制度も活用しながら、一応処理を進めていきたいと考えています。

○須藤会長 ありがとうございます。経済的なサポートもあるそうですので、そういう話を聞いたらぜひ循環型社会推進課のほうに届けていただいて、Gメンのかわりにやっていただいたほうがよろしいかもしれませんね。

ということで、特にこのPCBのことについては、ご発言はございませんでしょうか。

それでは、私、先ほど（１）審議事項２「平成30年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について（答申案）」について確認をとるのを忘れました。審議事項２について、公共用水域の測定のことについて、異議がなかったのので、原案どおり答申するということにさせていただきます。各委員の確認をいただきましたので、ここでもう一度、答申するということを確認をさせていただきます。お願いいたします。

[全 会 承 認]

(3) その他

○須藤会長 それでは、これで全ての議事が終了したと思いますが、その他として何か報告事項あるいは委員の先生方からご意見ございますでしょうか。事務局からまず、その他、何かあるのでしょうか。

○後藤環境生活部長 本日のご審議大変ありがとうございました。今回をもちまして今年度の環境審議会の開催につきましては最後となります。1年間、本当にありがとうございました。

来年度につきましては、7月に第1回目の審議会開催を予定してございますので、あと具体的な日程調整は担当のほうからさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

○須藤会長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方、この審議の議題と違うことでも、せっかくの審議会なので、環境にかかわることであるならば、一言二言おっしゃりたい方がいらっしゃれば、何か言っていたほうがいいかなと思うのですが、よろしいですか。今日の話は、今日の話は余りおもしろい話題はなかった。何かあればどうぞ。よろしいですか。

それでは、今年度の会議はこれをもって終了させていただきます。今年度の審議はこれが最後だということ部長もおっしゃっておられたのですが、来年度につきましては、来年度の開催については改めて環境政策課からご案内を差し上げたいと思います。本当に今年度も大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上をもって私の司会のほうはこれで終わらせていただきますが、あとの進行については司会のほうにお返しをいたします。

○司会（鈴木補佐） 須藤会長、ありがとうございました。

4 閉 会

○司会（鈴木補佐） それでは以上をもちまして、平成29年度第2回宮城県環境審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。